

## 西東京市社会福祉協議会掲示板の利用についての注意事項

1. 掲示印のない掲示物は掲示できませんので、必要部数をご準備いただき、必ず申込手続きを行ってください。
2. 次の事項に該当する掲示物は掲示できませんので、ご了承ください。
  - (1) 専ら営利を目的とするもの。
  - (2) 公の選挙に係る特定の候補者に関するもの。
  - (3) 特定の宗教、宗派に関するもの。
  - (4) 個人又は団体を支持し、もしくは誹謗するもの。
  - (5) その他公益を害するおそれがあると認めたもの。
3. 掲示物の掲示及び撤去は各利用者（団体）で必ず行ってください。
4. 掲示方法について
  - (1) 掲示物に、問合せ・連絡先（電話番号）を明記してください。
  - (2) 必ず掲示物の四隅を画びょうで止めてください。
  - (3) 画びょうが落下しないよう、必ず奥まで刺し込んでください。  
（掲示板の構造上、ダルマ型などのピンタイプは刺し込みにくいので、なるべく二重画びょうなどの平タイプを使用してください）
  - (4) 掲示に使用する画びょうは各利用者（団体）でご準備ください。
  - (5) 風雨により掲示物がはがれないように、掲示物をクリアシートで包装したり、ラミネート加工をするなど、各利用者（団体）にて行ってください。
5. 撤去について
  - (1) 掲示物は掲載期限までに必ず撤去してください。
  - (2) 掲示に使用した画びょうは必ず各利用者（団体）で撤去してください。
  - (3) 撤去の際に、掲示物の紛失や画びょうの不足があった場合は、掲示板周辺に落下していないか確認してください。  
（掲示期限が過ぎた掲示物及び画びょうが残されていた場合は、本会にて撤去、処分いたします。）

以上の注意事項が守られない場合は、掲示板の利用を中止する場合がございますので、ご協力をお願いします。

掲示板についてのご連絡は総務課法人運営係（TEL：042-497-5061）までお願いします。